

佐世保市監査委員公表第20号

定期監査の結果について

佐世保市監査委員監査基準に従い、定期監査を実施しましたので、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

令和8年7月17日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子

農業委員会事務局 分
消防局 分
防災危機管理局 分
農林水産部 分
議会事務局 分

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

1 監査の種類 財務監査（定期監査）

2 監査の対象 農林水産部
農政課、有害鳥獣対策室、農林整備課、水産課、水産センター

3 監査の期間 令和8年5月11日（月）～令和8年7月2日（木）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和7年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。その事項を除き、重要な点において、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われていた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】（改善を要する事項）

1. 収入事務

- ① 領収書綴において、佐世保市財務規則第 77 条第 1 項で「出納員は、領収書綴受払簿を備え領収書綴の受払いを整理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、領収書綴受払簿に受払いを整理していないものがあった。

（農政課）

- ② 集落排水処理施設使用料において、佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。

（水産課）

2. 支出事務

- ① 負担金（資金前渡）において、佐世保市財務規則第 110 条第 2 項第 2 号で「…前渡金にあつては、その用件終了後 7 日以内に前渡金精算書を作成し、その支払いを証する書類を添付して…会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算書を提出していないものがあった。

（水産課）

3. 契約事務

- ① 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第 32 条第 2 項で「発注課は、…再委託申請書（様式 3-1）により申請させなければならない。」、同条第 3 項で「発注課は、再委託申請書（様式 3-1）を受理後、内容を審査し、やむを得ないと判断した場合はこれを承認するものとし、再委託認定書（様式 3-2）により受注者へ通知するものとする。」と規定されているにもかかわらず、再委託に係る手続きを行わずに、第三者に業務の一部を請け負わせているものがあった。

（農林整備課、水産課）

- ② 佐世保市除草業務、剪定業務及び伐採業務等の契約事務に関する要綱第 5 条で、「処分手数料（除草業務等により生じた刈草、剪定くず等を西部クリーンセンター等で処分するのに必要な手数料をいう。）は、…主管課が、環境部が発行する請求書に基づき、環境部に支払うものとする。」と規定されているにもかかわらず、契約相手方が環境部に支払っているものがあった。

（水産課）

- ③ 佐世保市文書規程第 18 条で「…契約…に関する起案文書は、すべて総務課長の審査を受けなければならない。ただし、常例的なもので総務課長が審査対象外に指定したものは、この限りでない。」と規定されているにもかかわらず、審査対象外指定文書の一部を変更している契約に関する起案文書について、総務課長の審査を受けていないものがあった。

(水産課)

4. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第 26 条第 1 項で「出納員は、所管に属する備品については備品ラベルを貼付してこれを管理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、備品ラベルを貼付していないものがあった。

(農政課)

- ② 市有財産使用貸借契約に基づき無償貸付していた物品（イノシシ用箱わな）について、佐世保市物品会計規則第 18 条第 1 項で「物品管理者は、貸付期間が満了し、又は契約を解除したときは、市長の指定する期日までに相手方の責任及び負担において当該貸付物品を返還させなければならない。」と規定されているにもかかわらず、貸付物品を返還させていなかった。

(有害鳥獣対策室)

督促状の発送漏れ、前渡金に係る精算処理の漏れ、業務委託における再委託手続の不備、備品の不適正管理など、その多くは過去の監査においても指摘されており、再発防止に向けて全庁的なリスク管理の徹底が求められている事案である。

特に、イノシシ用箱わなに係る使用貸借契約に基づく物品管理の不備については、前回の定期監査で判明していたにもかかわらず、是正されないまま放置されていたことは極めて遺憾である。

事務処理の誤りや対応の遅延等により、最も影響を受けるのは市民・事業者であり、市民サービスの低下や不公平な取扱い、権利侵害、苦情等につながる重大なリスクを内包している。さらには、その結果として、市民からの信頼失墜、市政全体に対する不信感の増幅といった深刻な事態も招きかねない。

については、管理職を中心に関係職員への指導及び日常的な進捗管理を一層強化するとともに、実地調査に先立ち、関連書類やデータの整合性、手続の履行状況等について事前点検（受検前の「再確認」）を計画的に実施するなど、実地調査の段階で初めて不備が判明することのないよう、事前の自己点検と是正を徹底されたい。

あわせて、今回の指摘事項に関し、農林水産部全体に周知し、委託契約などの対外的な事務の重要性について理解を深めるとともに、日常業務において適正な事務処理が定着するよう継続的な取組を行うことにより、同種事案の再発防止を図られたい。